

## 西宮市福祉連携担当者設置要綱

### (設置)

第1条 援助を必要とする高齢者および障害者（児）に対し、窓口での対応を連携して行うことを目的として福祉連携担当者を設置する。

### (所掌事務)

第2条 福祉連携担当者は、高齢者および障害者（児）へ円滑かつ横断的に対応できるような行政内での連携体制の構築に関する事項を所掌する。

### (組織)

第3条 福祉連携担当者は次に掲げる各課の職員から構成する。

- (1) 高齢介護課
- (2) 障害福祉課
- (3) 生活支援課
- (4) 厚生課
- (5) その他必要と認めるもの

### (庶務)

第4条 福祉連携担当者に関する庶務は、障害福祉課において所管する。

#### 付 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

#### 付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

#### 付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

#### 付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

#### 付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

#### 付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。